

Morgan Stanley Money Market Family US Dollar Fund

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー 米ドル・ファンド
ルクセンブルグ籍オープンエンド契約型外国投資信託

運用報告書（全体版）

作成対象期間 第18期（2014年9月1日～2015年8月31日）

管理会社

モルガン・スタンレー・
アセット・マネジメント・エス・エー

受益者の皆様へ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

代行協会員

モルガン・スタンレー MUFG 証券株式会社

さて、モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー 米ドル・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第18期の決算を行いました。

ファンドは、投資元本を維持し高い流動性を保ちつつ、継続的な収益の分配を目的とします。ファンド証券の1口当たりの純資産価格を1米セントに維持するために最善を尽くすことを基本方針とします。当期につきましてもそれに沿った運用を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

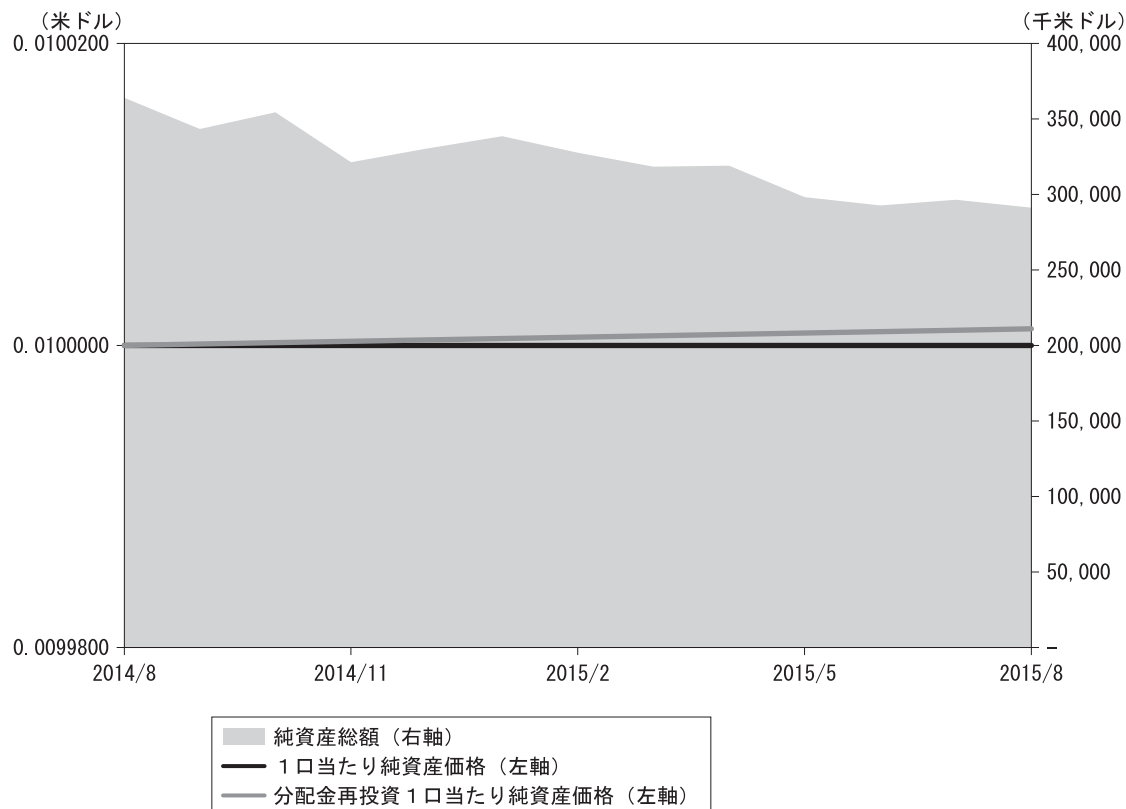
ファンドの仕組みは、次のとおりです。

ファンドの形態	ルクセンブルグ籍オープンエンド契約型外国投資信託
信託期間	無期限
運用方針	ファンドは、投資元本を維持し高い流動性を保ちつつ、継続的な収益の分配を目的とします。ファンド証券の1口当たりの純資産価格を1米セントに維持するために最善を尽くすことを基本方針とします。
主要投資対象	米ドル建ての国債(財務省証券等)、格付けの高い債券、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金証書(CD)等の短期金融商品(満期まで397日以内)を中心に投資し、高い流動性を維持します。
運用方法	・ 米ドル建てで高格付け(A格以上)の短期金融商品に分散投資し、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、継続的な収益の分配を行うことを目的とします。 ・ 米ドルベースの加重平均満期を通常60日以下とし、加重平均残存年限は120日を超えません。 ・ 投資信託に対する投資を行う場合には、短期マネー・マーケット・ファンドに限定します。 ・ ファンド資産の50%超は、金融商品取引法に定める有価証券(ただし、同法第2条第2項各号に掲げる有価証券を除く。)に投資されます。 ファンドの主な投資制限は以下の通りです。なお、これらは主要なものであり、これらに限定されるものではありません。 ・ 管理会社は、ファンドのために、ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の発行する有価証券を保有することとなるような投資を行うことはできません。 ・ 管理会社は、ファンドのために、当該投資の結果、ファンドが同一発行者の発行するいずれかのクラスの有価証券の10%を超えて所有することとなるような投資を行うことはできません。管理会社は、当該購入の結果、いずれかの会社または団体のいずれかの種類の有価証券の15%を超えて、ファンドと管理会社が運用する他の投資信託とが所有することとなるような購入はできません。上記10%および15%の制限(同種の有価証券または特定の種類の有価証券に関するものは、ファンドが一発行体の1銘柄のすべてのCDまたはCPを購入することを妨げるものではありません)。 ・ 管理会社は、支配または経営を目的として投資を行うことはできません。 ・ 管理会社は、ファンドの純資産総額の5%を超えてオープン・エンド型の投資信託の株式または受益証券に投資を行うことはできません。原則として、管理会社は、いかなる会社型投資信託の株式も取得することはできません。 ・ 管理会社は、ファンドのために、ファンドの純資産総額の10%を超えて一部未払証券に投資することはできません。 ・ 管理会社は、ファンドのために、公認の証券取引所または他の規制ある市場において取引されていない有価証券にファンドの純資産総額の10%を超えて投資することはできません。
分配方針	管理会社は、ファンド証券の1口当たりの純資産価格を1米セントに維持するために必要な額の分配を日々行います。新たに発行されるファンド証券については、当該ファンド証券の買付注文の受渡日(支払日)(当日を含みます。)から買戻請求の受渡日(清算日)(当日を除きます。)の期間について、分配金が発生します。毎月の最終ファンド取引日に、当該最終ファンド取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセンブルグ、日本およびその他の関係国の分配金についての源泉税およびその他の税金を控除後)当該最終ファンド取引日の直前のファンド取引日に決定される1口当たりの純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

I 運用の経過等

(1) 計算期間中における運用経過および運用状況の推移

当期の1口当たり純資産価格等の推移について



第17期末の1口当たり純資産価格	0.01米ドル
第18期末の1口当たり純資産価格	0.01米ドル
騰落率	0.01%
1口当たり分配金額合計	0.000001095米ドル

1口当たり純資産価格の主な変動要因

ファンドは、ファンド証券の1口当たりの純資産価格を1米セントに維持するために最善を尽くすことを基本方針とします。当期のファンドの投資環境および運用経過については、後記の「投資環境について」の項をご覧ください。

- (注1) 騰落率は前期(第17期)末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。
- (注2) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を再投資日に再投資したものとみなして算出したものであり、運用の実質的パフォーマンスを示すものです。
- (注3) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、前期(第17期)末の1口当たり純資産価格を起点として計算したものです。
- (注4) ファンドの購入価額により課税条件が異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。
- (注5) ファンドにベンチマークは設定されておりません。

投資環境について

当期中の米国の経済指標は、総じて前向きな傾向がみられました。2014年第3四半期の国内総生産（以下「GDP」といいます。）成長率は、前四半期の4.6%の勢いに乗り、4.3%を記録しました。その後、GDP成長率は2014年第4四半期に2.1%に減速しました。2015年第1四半期のGDP成長率は予想通り悪化し、厳冬と米ドル高に伴う困難を背景にわずか0.6%に減速しました。2015年第2四半期の成長率は前四半期に顕著に表れた一時的要因が後退したことから予想を上回る3.7%に回復し、第1四半期の低迷が持ち越されるという懸念は概ね沈静化しました。

経済成長率が変動の激しいパターンを示し続けたのに対し、労働市場環境は著しく改善しています。非農業部門雇用者増加数は2014年第4四半期では1カ月当たり平均32万4,000人、2015年第1四半期では1カ月当たり平均19万5,000人となり、やや抑制されたとはいえ、一時的な景気減速に照らすとなお好調なペースを維持しています。2015年第2四半期の雇用者増加数は1カ月当たり平均23万人に加速し、2015年7月と8月は平均20万9,000人でした。好調な雇用増とほぼ横ばいの労働力参加率を背景に、失業率は5.1%に低下しています。これは米連邦準備制度理事会（以下「FRB」といいます。）が定義する「完全雇用」の水準か、それに近い水準です。

我々の市場の主な関心は引き続き、米連邦公開市場委員会（以下「FOMC」といいます。）の措置でした。

FOMCは2014年7月会合の声明で、インフレ率と労働市場に関する文言を微妙に調整し、最大雇用と物価安定という2つの責務に向けた改善を指摘しました。FOMCは雇用者増加数と失業率の改善を認める一方で、他のいくつかの労働市場指標では依然として大幅な余剰がみられると述べました。さらに、インフレ指標が改善し、インフレ率がFRBの2%という目標を継続的に下回る可能性が低下したことから、FOMCはデフレ・リスク低下への安堵感を示しました。予想通り、FOMCは資産購入プログラムの縮小プロセスを継続し、1カ月当たりの購入額を100億ドル削減し250億ドルとしました。FOMCは購入縮小が引き続き「慎重なステップを踏んで」進められるという見解を示し、プログラムが2014年10月のFOMC会合後に終了することを示唆しました。

2014年9月のFOMC声明と別添の経済見通し（以下「SEP」といいます。）は、概ね市場予想に沿うものになりました。FOMCは依然として大幅な労働資源の過少利用がみられると述べましたが、経済が緩やかなペースで拡大し続けていることを認めました。資産購入プログラムの縮小プロセスは予想通り継続され、1カ月当たりの購入額が100億ドル削減され150億ドルとなりました。FOMCは今後発表される経済指標が良好であれば、プログラムは次回会合で終了するだろうという見解を明らかにしました。金利に関するフォワード・ガイダンスは据え置かれ、フェデラル・ファンズ金利（以下「FF金利」といいます。）は資産購入プログラム終了後も「相当の」期間低水準に維持される見通しとなりました。こうした声明にもかかわらず、FOMCメンバーは2015年末の金利予測の中央値を6月会合時点の1.125%から1.375%に引き上げました。これは投票権を持つ17名のメンバーのうち14名が、2015年が金利をゼロ下限から引き上げる適切な時期になると判断したためです。

また、FOMCはニューヨーク連邦準備銀行の翌日物固定金利リバースレポ・ファシリティ（以下「RRP」といいます。）の試行を継続しました。これは短期金利の調節のために創設されたFOMCのツールです。FOMCは2014年9月に、ファシリティのいくつかのパラメーターを改定しました。割当額が1カウンターパーティー当たり1日100億ドルから同300億ドルに増額された一方、プログラムの全体規模は3,000億ドルに限定されました。翌日物RRP金利は応札額の合計が3,000億ドルを超えた場合には修正ダッチ入札で付与され、そうでない場合には0.05%となります。

2014年10月のFOMC会合では、資産購入プログラムの最後の縮小として購入額が150億ドル削減され、プログラムは予想通り終了しました。この削減はFOMCが足許の経済環境や労働市場に関する評価を引き上げたことで実現しました。FOMCは「力強い雇用者増加数と失業率の低下」と「労働市場資源の過少利用が徐々に縮小している」ことを認めました。フォワード・ガイダンスの文言は据え置かれ、FOMCは金利を「相当の期間」現在の水準に維持し、その後の決定を経済指標次第で下すことを約束しました。

2014年12月のFOMC会合では、四半期SEPが更新されました。この会合で主に注目されたのは金利に関するフォワード・ガイダンスでした。FOMCは金利を「相当の期間」据え置くという従来の約束を、利上げに「忍耐強く」臨むという新たなメッセージに変更しました。公式声明では、「当委員会は現時点の評価に基づき、金融政策スタンスの正常化の開始に向け忍耐強く臨むことができると判断する」と述べられました。FOMCメンバーは2015年末の金利予測の中央値を9月会合時点の1.375%から1.125%に引き下げました。こうした低下にもかかわらず、投票権を持つ17名のメンバーのうち15名は引き続き、2015年が金利をゼロ下限から引き上げる適切な時期になると判断しました。

また、ニューヨーク連邦準備銀行はRRPを若干変更し、2014年11月と12月には様々な金利（0.03～0.10%）を使って試行しました。FOMCは2015年1月2日に満期を迎えるターム物レポを3,000億ドル増額しました。翌日物レポとターム物レポの組み合わせにより供給は6,000億ドル拡大し、年末の担保不足が緩和されました。ターム物および翌日物RRPの2014年末時点の残高は、それぞれ2,260億ドル、1,711億2,000万ドルでした。越年する翌日物およびターム物RRPの合計（3,970億ドル）は、市場が四半期末に直面する供給制約の深刻さを浮き彫りにしています。

2015年1月のFOMC会合では、予想通り大きな政策変更はありませんでしたが、市場に関するFRBの見方が更新されました。FOMC声明では、金利に関するフォワード・ガイダンスは修正されず、FRBは利上げに向けて「忍耐強く」臨むことを約束しました。この文言がFRBのメッセージに残っている限り、少なくともその後2回のFOMC会合での利上げは考え難くなりました。FOMCは経済状況の評価の中で米国の力強い成長を認め、インフレ率は主にエネルギー価格の下落を背景に一層低下したと述べました。FOMCは政策決定を下す際に国際的な動向を加味するという文言を追加しました。また、FOMCはRRPオペの試行を2016年1月29日までさらに1年延長しました。

2015年3月のFOMC会合で主に注目されたのは、最近の他の会合と同様に、金利に関するフォワード・ガイダンスでした。最初の利上げに関する文言について、FOMCは利上げに向けて「忍耐強く」臨むという従来の約束を、インフレ率が中期的に2%という目標に向かっていくことを「合理的に確信」する時に金利を引き上げるという新たなメッセージに変更しました。この変更により、FRBは時間よりも経済指標次第の政策運営に移行し、インフレ率をより明示的に重視しています。この会合では四半期SEPが発表され、FOMCメンバーは2015年末の金利予測の中央値を12月会合時点の1.125%から0.625%に引き下げました。投票権を持つ17名のメンバーのうち15名が引き続き、2015年が金利をゼロ下限から引き上げる適切な時期になると判断しました。これは、これらのメンバーが金利は年内に引き上げられるものの、上昇ペースは従来のコミュニケーションよりも緩やかになると予想していることを示唆しました。

ニューヨーク連邦準備銀行はRRPファシリティをさらにテストするために、2015年2月と3月に1週間物の入札を4件実施しました。FOMCは2015年3月31日に終了した四半期にターム物RRPを2,000億ドル拡大し、これらは3月末の直後に満期を迎えました。ターム物入札は月末時点で残高水準が1,762億6,000万ドルになり、翌日物RRPは月末時点で2,022億3,500万ドルでした。合計額は3,784億9,500万ドルと、年末時点の正味合計額をやや下回りました。

2015年4月のFOMC会合では、予想通り大きな政策変更はありませんでしたが、市場に関するFRBの声明が更新されました。3月のFOMC声明からの最も顕著な変更は、経済状況の評価でした。雇用者増加数は冬場の数カ月の景気減速局面で「鈍化」しましたが、FOMC声明ではこうした雇用拡大の一時は「一時的」要因によるものであるという認識が示されました。金利に関するFRBのフォワード・ガイダンスは据え置かれ、FOMCはインフレ率が中期的に2%という目標に向かっていることを「合理的に確信」する時に金利を引き上げるという考え方を示しました。第1四半期の減速や足取りが重いインフレ率などを背景に、2015年6月会合での利上げの確率は低下し、利上げに関する市場予想は後ズレしました。

6月のFOMC会合では四半期SEPが発表され、イエレン議長の記者会見が開かれました。待望のFOMCメンバーの金利予測の更新では、2015年末のFF金利予測の中央値は3月声明時点の0.625%から変わりませんでした。投票権を持つ17名のメンバーのうち15名は、2015年が金利をゼロ下限から引き上げる適切な時期になると判断しました。

FRBは「経済と労働市場は改善しているものの、利上げ前に一層前進する必要がある」という見解を明らかにしました。具体的には、FRBは労働市場が一層改善し、インフレ率が中期的に2%という目標に向かっていることを「合理的に確信」する時に最初の利上げが適切になると市場に伝達しました。イエレン議長は記者会見で、利上げの将来軌道はかなり緩やかなものとなり、すべての政策決定は経済指標次第で下されるという考え方を改めて表明しました。

2015年7月のFOMC会合はほぼ予想に沿うものになりました。FOMC声明では、大幅な変更は発表されませんでした。いくつかの小幅ながら重要な修正がありました。声明は労働市場に関する評価を引き上げ、「堅調な雇用拡大」を伴う改善が続いていると述べました。フォワード・ガイダンスも若干修正され、FRBはインフレ率が中期的に目標に向かっていると合理的に確信するという従来の条件のほかには、労働市場がさらに「いくらか」改善するだけでよいと述べました。総じて、FRBは自らに今後の裁量の余地を与え、既定路線に乗っているわけではない将来の政策決定を経済指標次第で行えるようにしました。

当期の終わりが近付く中、成長懸念を背景に上海総合指数が夏場の数カ月で40%近く下落したこと、中国が世界中の注目を集めました。中国人民銀行は広範なこれまでになかった政策手段を使っていますが、市場の下落を食い止めるのにこずっています。世界の成長懸念が根強く続く一方で、米国の経済指標は国内経済がしっかりした基盤に立っていることを力強く示し続けています。FOMCが9月会合で2006年以来の利上げを検討する際に、市場ボラティリティを受け流して明るい国内見通しを重視するか否かは、まだ分かりません。

我々は、このマネー・マーケット・ファンドの運用について保守的なアプローチをとることに對して、常に極めて自信を持っております。我々の投資プロセスならびにクレジット・リサーチおよびリスク管理に対する集中により、高い流動性レベルの継続とファンドのポジションの満期の短さと相まって、我々は市場の先行き不安および規制の展開に對応することのできる独自の立場にあります。我々の投資哲学は、信用、デュレーション、およびリスクの慎重な管理と手堅くかつ非常に流動性レベルの高いポートフォリオに帰着します。

ポートフォリオについて

ファンドは、投資元本を維持し高い流動性を保ちつつ、継続的な収益の分配を目的とし、ファンド証券の1口当たりの純資産価格を1米セントに維持するために最善を尽くしました。当期のファンドのポートフォリオについては前記の「投資環境について」の項をご覧ください。

今後の運用方針について

ファンドは、引き続き、投資元本を維持し高い流動性を保ちつつ、継続的な収益の分配を目的とします。ファンド証券の1口当たりの純資産価格を1米セントに維持するために最善を尽くすことを基本方針とします。

分配金について

当期（2014年9月1日～2015年8月31日）の1口当たり分配金（税引前）はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該再投資日における1口当たり分配金額を比較する目的で、便宜上算出しているものです。

（金額：米ドル）

再投資日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率)	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額
2014/9/30	0.01	0.000000090 (0.00090%)	0.000000090
2014/10/31	0.01	0.000000093 (0.00093%)	0.000000093
2014/11/28	0.01	0.000000090 (0.00090%)	0.000000090
2014/12/29	0.01	0.000000093 (0.00093%)	0.000000093
2015/1/30	0.01	0.000000093 (0.00093%)	0.000000093
2015/2/27	0.01	0.000000084 (0.00084%)	0.000000084
2015/3/31	0.01	0.000000093 (0.00093%)	0.000000093
2015/4/30	0.01	0.000000090 (0.00090%)	0.000000090
2015/5/29	0.01	0.000000093 (0.00093%)	0.000000093
2015/6/30	0.01	0.000000090 (0.00090%)	0.000000090
2015/7/31	0.01	0.000000093 (0.00093%)	0.000000093
2015/8/31	0.01	0.000000093 (0.00093%)	0.000000093

(注1) 「再投資日」とは、毎月の最終のファンド取引日をいいます。「ファンド取引日」とは、ルクセンブルグおよびニューヨークでの銀行営業日でかつ、ニューヨーク証券取引所の取引日である日本における証券会社および銀行の営業日をいいます(ただし、12月24日および日本における12月の最終営業日を除きます。)。以下同じです。

(注2) 「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%) = $100 \times a / b$

a = 当該再投資日における1口当たり分配金額

b = 当該再投資日における1口当たり純資産価格 + 当該再投資日における1口当たり分配金額

(注3) 「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額 = $b - c$

b = 当該再投資日における1口当たり純資産価格 + 当該再投資日における1口当たり分配金額

c = 当該再投資日の直前の再投資日における1口当たり純資産価格

(注4) 2014/9/30の直前の再投資日(2014/8/29)における1口当たり純資産価格の額は0.01米ドルでした。

(2) 費用の明細

項目	金額または料率	項目の概要
管理報酬	四半期毎に 3,750 米ドル	ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻し業務の対価
オルタナティブ投資ファンド運用者報酬	該当する月中のファンドの日々の平均純資産総額の 0.05% (年率) を上限とします。	ファンドの流動性管理、リスク・コンプライアンス管理およびファンド資産の評価業務の対価
ポートフォリオ運用報酬	該当する四半期中のファンドの日々の平均純資産総額の 0.25% (年率) から管理報酬相当額を控除した額を上限とします。	ファンドのポートフォリオ運用業務の対価
保管報酬	該当する月中のファンドの日々の平均純資産総額の 0.01% (年率)	ファンド資産の保管業務の対価
代行協会員報酬	該当する四半期中のファンドの日々の平均純資産総額の 0.08 (年率) を上限とします。	日本における代行協会員業務の対価
販売会社報酬	該当する四半期中のファンドの日々の平均純資産総額の 0.40% (年率) を上限として各販売会社で分配します。	日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務の対価
登録・名義書換事務代行会社報酬	年間 12,000 米ドル	登録・名義書換事務代行業務の対価
支払、管理事務および所在地事務代行会社報酬	該当する月中のファンドの日々の平均純資産総額の 250 百万米ドルまでについては 0.05% (年率)、超過分については 0.03% (年率)	支払、管理事務および所在地事務代行業務の対価
その他の費用・手数料 (当期)	0.01%	保管受託銀行又は各代行会社が負担する実費、組入財産に関する取引手数料、法律関係費用、法定書類の作成費用、弁護士報酬等

(注1) 各報酬につきましては、目論見書に定められている料率 (または金額) を記しています。

(注2) 「その他の費用・手数料」には、運用状況等により変動するものや実費となるものが含まれます。便宜上、当期のその他の費用・手数料の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して 100 を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

2014年9月から2015年8月までの各月末ならびに下記会計年度末の純資産の推移は次のとおりです。

米ドル・ファンド

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第9会計年度末(2006年8月31日)	542,168	65,548	0.01	1.21
第10会計年度末(2007年8月31日)	499,705	60,414	0.01	1.21
第11会計年度末(2008年8月31日)	615,942	74,467	0.01	1.21
第12会計年度末(2009年8月31日)	537,307	64,960	0.01	1.21
第13会計年度末(2010年8月31日)	504,197	60,957	0.01	1.21
第14会計年度末(2011年8月31日)	509,178	61,560	0.01	1.21
第15会計年度末(2012年8月31日)	459,299	55,529	0.01	1.21
第16会計年度末(2013年8月31日)	426,118	51,518	0.01	1.21
第17会計年度末(2014年8月31日)	363,985	44,006	0.01	1.21
第18会計年度末(2015年8月31日)	291,209	35,207	0.01	1.21
2014年9月末	343,300	41,505	0.01	1.21
10月末	354,354	42,841	0.01	1.21
11月末	321,304	38,846	0.01	1.21
12月末	330,332	39,937	0.01	1.21
2015年1月末	338,522	40,927	0.01	1.21
2月末	327,598	39,607	0.01	1.21
3月末	318,360	38,490	0.01	1.21
4月末	319,023	38,570	0.01	1.21
5月末	298,186	36,051	0.01	1.21
6月末	292,690	35,386	0.01	1.21
7月末	296,451	35,841	0.01	1.21
8月末	291,209	35,207	0.01	1.21

(注1) 米ドル・ファンドは1997年7月24日より運用を開始しました。

(注2) 円貨換算は、便宜上、平成27年10月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=120.90円)によります。以下同じです。

(2) 分配の推移

ファンド証券の1口当たりの純資産価格を1米セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言しています。毎月の最終ファンド取引日に当該最終ファンド取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されています。

各会計年度中の100口当たり分配金の合計額は、以下のとおりです。

米ドル・ファンド

	米ドル・ファンド (100口当たり) (米ドル)
第9会計年度(2006年8月31日終了)	0.0421598
第10会計年度(2007年8月31日終了)	0.0471806
第11会計年度(2008年8月31日終了)	0.0323465
第12会計年度(2009年8月31日終了)	0.0049128
第13会計年度(2010年8月31日終了)	0.0002159
第14会計年度(2011年8月31日終了)	0.0001729
第15会計年度(2012年8月31日終了)	0.0001098
第16会計年度(2013年8月31日終了)	0.0001095
第17会計年度(2014年8月31日終了)	0.0001095
第18会計年度(2015年8月31日終了)	0.0001095

(3) 販売および買戻しの実績

ファンドの各会計年度中の販売および買戻しの実績、ならびに各会計年度末現在の発行済ファンド証券口数は次のとおりです。

米ドル・ファンド

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第9会計年度 (2006年8月31日終了)	68,254,656,607 (68,254,656,607)	84,293,437,229 (84,293,437,229)	54,216,759,474 (54,216,759,474)
第10会計年度 (2007年8月31日終了)	53,959,698,559 (53,959,698,559)	58,205,955,675 (58,205,955,675)	49,970,502,358 (49,970,502,358)
第11会計年度 (2008年8月31日終了)	60,325,591,569 (60,325,591,569)	48,701,867,023 (48,701,867,023)	61,594,226,904 (61,594,226,904)
第12会計年度 (2009年8月31日終了)	46,504,719,679 (46,504,719,679)	54,368,210,158 (54,368,210,158)	53,730,736,425 (53,730,736,425)
第13会計年度 (2010年8月31日終了)	27,688,003,011 (27,688,003,011)	30,999,062,216 (30,999,062,216)	50,419,677,220 (50,419,677,220)
第14会計年度 (2011年8月31日終了)	31,012,363,083 (31,012,363,083)	30,514,205,843 (30,514,205,843)	50,917,834,460 (50,917,834,460)
第15会計年度 (2012年8月31日終了)	25,986,875,739 (25,986,875,739)	30,974,782,968 (30,974,782,968)	45,929,927,231 (45,929,927,231)
第16会計年度 (2013年8月31日終了)	33,347,432,434 (33,347,432,434)	36,665,553,270 (36,665,553,270)	42,611,806,395 (42,611,806,395)
第17会計年度 (2014年8月31日終了)	34,652,554,352 (34,652,554,352)	40,865,873,546 (40,865,873,546)	36,398,487,201 (36,398,487,201)
第18会計年度 (2015年8月31日終了)	28,811,996,236 (28,811,996,236)	36,089,594,100 (36,089,594,100)	29,120,889,337 (29,120,889,337)

(注1) ()の数とは本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

Ⅲ ファンドの経理状況

- ① ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- ② ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）を添付のとおり受領している。
- ③ ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2015年10月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝120.90円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(参考邦訳)
監査報告書

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリーの受益者各位

我々は、モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリーの2015年8月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の損益計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約および財務書類に対するその他の注記から構成される添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法定要件に従った当財務書類の作成および公正な表示について、および不正によるか誤謬によるかにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制について責任を負う。

公認企業監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)がルクセンブルグに採用した国際監査基準および米国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従い、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確信を得られるように監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項についての監査証拠を入手するための手続の実施が含まれる。選択された手続は、不正もしくは過失によるか否かにかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクの評価を含めて公認企業監査人の判断による。それらのリスク評価を行う上で、公認企業監査人は、状況に適した監査手続を計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するためではない。したがって、我々がかかる事項について意見を表明するものではない。また監査は、財務書類の全体的な表示の評価と同様に、使用された会計方針の適切性の評価および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの妥当性を評価することも含む。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリーの2015年8月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法定要件に従い、すべての重要な点において公正に表示しているものと認める。

その他の事項

年次報告書に含まれる補足的情報は、上述の監査基準に準拠して実施される特定の監査手続を課されていないが、我々に対する委任に関連して検討された。したがって、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかしながら、我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

プライスウォーターハウスクーパース・
ソシエテ・コーペラティブ
代表

ルクセンブルグ、2015年11月24日

[署 名]
ヴァレリー・アーノルド



Audit Report

To the Unitholders of
MORGAN STANLEY MONEY MARKET FAMILY

We have audited the accompanying financial statements of MORGAN STANLEY MONEY MARKET FAMILY, which comprise the Statement of Assets and Liabilities and the Schedule of Investments as of August 31, 2015 and the Statement of Operations and the Statement of Changes in Net Assets for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d’entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” and in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we comply with ethical requirements and we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d’entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d’entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity’s preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity’s internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

*PricewaterhouseCoopers, Société coopérative, 2 rue Gerhard Mercator, B.P. 1443, L-1014 Luxembourg
T: +352 494848 1, F: +352 494848 2900, www.pwc.lu*

*Cabinet de révision agréé. Expert-comptable (autorisation gouvernementale n°10028256)
R.C.S. Luxembourg B 65 477 - TVA LU25482518*



Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of MORGAN STANLEY MONEY MARKET FAMILY as of August 31, 2015, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the auditing standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, November 24, 2015

A handwritten signature in black ink, consisting of a stylized 'V' and 'A' followed by a horizontal line.

Valérie Arnold

(1) 貸借対照表

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

米ドル・ファンド

純資産計算書

2015年8月31日現在

	2015年8月31日		2014年8月31日	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産				
投資有価証券(償却原価)(注2)	291,392,328	35,229,332	363,986,059	44,005,915
未収利息	37,304	4,510	123,322	14,910
現金預金	76,786	9,283	54,490	6,588
資産合計	291,506,418	35,243,126	364,163,871	44,027,412
負債				
未払費用(注4、6、9)	393,398	47,562	375,425	45,389
未払分配金(注3)	87	11	437	53
払戻し見込費用(注4)	(95,960)	(11,602)	(196,863)	(23,801)
負債合計	297,525	35,971	178,999	21,641
純資産額	291,208,893	35,207,155	363,984,872	44,005,771
分配型クラス：				
クラス別純資産額	291,208,893	35,207,155	363,984,872	44,005,771
発行済受益証券口数	29,120,889,337		36,398,487,201	
1口当たり純資産価格	0.01	1.21円	0.01	1.21円

統計情報

	米ドル・ファンド	
純資産額		
分配型クラス		
2013年8月31日現在	426,118,064	51,517,674
2014年8月31日現在	363,984,872	44,005,771
2015年8月31日現在	291,208,893	35,207,155
発行済受益証券口数		
分配型クラス		
2013年8月31日現在	42,611,806,395	
2014年8月31日現在	36,398,487,201	
2015年8月31日現在	29,120,889,337	
1口当たり純資産価格		
分配型クラス		
2013年8月31日現在	0.01	1.21円
2014年8月31日現在	0.01	1.21円
2015年8月31日現在	0.01	1.21円

年間収益率 *

分配型クラス

2013年 8 月31日現在	0.01%
2014年 8 月31日現在	0.01%
2015年 8 月31日現在	0.01%

* 過去の実績は将来のリターンを保証するものではない。特に、ここで示した収益率は必ずしも表示されたレベルを維持するものではない。

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 損益計算書

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

米ドル・ファンド

損益計算書

2015年8月31日に終了した年度

	2015年8月31日		2014年8月31日	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益				
受取利息(注2)	544,715	65,856	561,083	67,835
収益合計	<u>544,715</u>	<u>65,856</u>	<u>561,083</u>	<u>67,835</u>
費用				
ポートフォリオ運用報酬(注4)	786,084	95,038	990,249	119,721
控除：権利放棄報酬(注4)	<u>(786,084)</u>	<u>(95,038)</u>	<u>(990,249)</u>	<u>(119,721)</u>
ポートフォリオ運用報酬－純額	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>
オルタナティブ投資ファンド運用者報酬(注4)	96,125	11,622	9,833	1,189
控除：権利放棄報酬(注4)	<u>(96,125)</u>	<u>(11,622)</u>	<u>(9,833)</u>	<u>(1,189)</u>
オルタナティブ投資ファンド運用者報酬－純額	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>
販売報酬(注4)	1,281,667	154,954	1,600,282	193,474
控除：権利放棄報酬(注4)	<u>(1,121,459)</u>	<u>(135,584)</u>	<u>(1,399,240)</u>	<u>(169,168)</u>
販売報酬－純額	<u>160,208</u>	<u>19,369</u>	<u>201,042</u>	<u>24,306</u>
代行協会員報酬(注4)	256,333	30,991	319,941	38,681
控除：権利放棄報酬(注4)	<u>(240,313)</u>	<u>(29,054)</u>	<u>(299,837)</u>	<u>(36,250)</u>
代行協会員報酬－純額	<u>16,020</u>	<u>1,937</u>	<u>20,104</u>	<u>2,431</u>
管理事務報酬(注4)	201,328	24,341	189,733	22,939
弁護士報酬	188,218	22,756	164,402	19,876
監査報酬	41,707	5,042	64,622	7,813
保管報酬(注4)	63,942	7,731	44,869	5,425
付加価値税(注6)	32,749	3,959	42,739	5,167
その他の費用	21,335	2,579	28,760	3,477
取締役報酬	18,829	2,276	25,238	3,051
管理報酬(注4)	14,958	1,808	14,962	1,809
名義書換事務代行会社報酬(注4)	11,889	1,437	12,088	1,461
保管受託銀行取引手数料(注9)	7,812	944	7,820	945
印刷費用	29,482	3,564	4,392	531
控除：払戻された費用(注4)	<u>(297,614)</u>	<u>(35,982)</u>	<u>(300,098)</u>	<u>(36,282)</u>
その他の報酬－純額	<u>334,635</u>	<u>40,457</u>	<u>299,527</u>	<u>36,213</u>
費用合計	<u>510,863</u>	<u>61,763</u>	<u>520,673</u>	<u>62,949</u>
投資純収益	<u>33,852</u>	<u>4,093</u>	<u>40,410</u>	<u>4,886</u>
投資有価証券に係る実現利益	1,269	153	3,668	443
投資有価証券に係る実現(損失)	<u>(35)</u>	<u>(4)</u>	<u>(51)</u>	<u>(6)</u>
投資有価証券に係る実現純利益	<u>1,234</u>	<u>149</u>	<u>3,617</u>	<u>437</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

米ドル・ファンド

純資産変動計算書

2015年8月31日に終了した年度

	2015年8月31日		2014年8月31日	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
運用				
投資純収益	33,852	4,093	40,410	4,886
投資有価証券に係る実現純利益	1,234	149	3,617	437
運用による純資産の純増加額	<u>35,086</u>	<u>4,242</u>	<u>44,027</u>	<u>5,323</u>
受益証券取引：				
受益証券の発行手取金	288,090,172	34,830,102	346,488,256	41,890,430
受益証券への再投資分配金(注3)	29,790	3,602	37,287	4,508
受益証券買戻し	<u>(360,895,941)</u>	<u>(43,632,319)</u>	<u>(408,658,735)</u>	<u>(49,406,841)</u>
受益証券取引による純資産の減少額	<u>(72,775,979)</u>	<u>(8,798,616)</u>	<u>(62,133,192)</u>	<u>(7,511,903)</u>
受益者に代わって支払われた源泉税	(5,296)	(640)	(6,740)	(815)
再投資された分配金(注3)	<u>(29,790)</u>	<u>(3,602)</u>	<u>(37,287)</u>	<u>(4,508)</u>
分配金合計	<u>(35,086)</u>	<u>(4,242)</u>	<u>(44,027)</u>	<u>(5,323)</u>
純資産の減少額	<u>(72,775,979)</u>	<u>(8,798,616)</u>	<u>(62,133,192)</u>	<u>(7,511,903)</u>
期首現在純資産	<u>363,984,872</u>	<u>44,005,771</u>	<u>426,118,064</u>	<u>51,517,674</u>
期末現在純資産	<u><u>291,208,893</u></u>	<u><u>35,207,155</u></u>	<u><u>363,984,872</u></u>	<u><u>44,005,771</u></u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

財務書類に対する注記

2015年8月31日現在

1 一般的情報：

本書において使用される用語で定義のないものについては、モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー(以下「トラスト」という。)の目論見書に記載のものと同一意味を有するものとする。

トラストは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づきアンブレラ型の共有持分型投資信託(“fonds commun de placement”)としてルクセンブルグにおいて設定され、ルクセンブルグに登録上の事務所を有する。

トラストは、オルタナティブ投資ファンド運用者(以下「オルタナティブ投資ファンド運用者」または「AIFM」という。)に関する2011年6月8日付の欧州議会および欧州理事会の指令2011/61/EUを実施する、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法(その後の改正を含む。以下「AIFM法」という。)に基づくオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)としての資格を有しており、ルクセンブルグの監督当局(以下「CSSF」という。)の監督に服している。

トラストは現在、米ドル・ファンド(以下「ファンド」という。)を募集している。米ドル・ファンドは1997年7月24日に投資運用を開始した。ファンドは、欧州証券規制当局委員会ガイドライン(「ガイドラインCESR/10-049」)により短期マネー・マーケット・ファンドとみなされる。

ファンドは、経常収益を分配しつつ、投資元本を維持し高い流動性を保つことを目的とする。ファンド資産の50%超は、日本国の法令に基づき日本の規制当局により求められる限り、日本国の金融商品取引法(以下「金融商品取引法」という。)に定める有価証券(ただし、金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる有価証券を除く。)に常に投資される。

トラストは改正2010年12月17日法のパートⅡに服する。

2 重要な会計方針の要約：

トラストの財務書類は、ルクセンブルグ当局の法定報告要件に従って作成されている。

(a) 組入金融商品の評価

有価証券、金融市場商品およびその他の金融商品は、償却原価法により評価される。この方法に基づき、償却原価は、当該金融商品をその取得原価で評価し、その後、金融商品の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額または額面超過額を満期に至るまで均等額で償却することを前提として決定される。

ファンドの保有するポートフォリオは、市場相場で計算された純資産価格と償却原価法により計算された純資産価格との間に差異がないか判断するため、管理会社の取締役会およびオルタナティブ投資ファンド運用者により、またはその指示に基づき定期的に見直される。既存の受益者である投資家に対して大幅な希薄化またはその他の不利益をもたらす可能性のある差異の存在が認められる場合、管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用者は、キャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスを実現させるために、期限前に組入金融商品を売却するか、もしくは利用可能な市場相場を用いて受益証券1口当たりの純資産価格を計算するなど、必要かつ適切とみなされる是正措置をとる。

(b) 証券取引

証券取引は、適用できる場合当該取引日に計上される。

(c) 受取利息

受取利息は日々発生し、額面超過額の償却および割引額の増価を含んでいる。受取利息は発生主義に基づいて認識される。

3 配当および分配：

元本成長型受益証券を除き、管理会社は、各クラスの受益証券1口当たりの純資産価格を1米セント(米ドル・ファンドの場合)に維持することができる範囲で、毎日分配を宣言することを企図している。

毎月の最終ファンド取引日に宣言され、(当該最終ファンド取引日の前日(同日を含む)までに)発生し、未払いであるすべての分配金は(ルクセンブルグおよび／または受益者の国の分配金についての源泉税および支払うことが要求されるその他の税金(もしあれば)を控除後)、当該最終ファンド取引日の直前のファンド取引日に決定される受益証券1口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつき受益証券が発行される。

4 管理契約、管理事務契約、ポートフォリオ運用契約、販売契約およびサービス・エージェント契約：

管理会社は、2014年7月22日付で、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント(ACD) リミテッドをAIFM法第4条に定める外部のオルタナティブ投資ファンド運用者として任命している。オルタナティブ投資ファンド運用者は、管理会社の取締役会の全般的な監督、承認および指示に従い、目論見書および約款に記載の投資方針および目的に基づき、特定のポートフォリオ運用、流動性管理、リスクおよびコンプライアンス管理のサービス、ならびに管理会社とオルタナティブ投資ファンド運用者との間で随時合意するその他のサポートをAIFMDの規定に従って提供する。オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドの資産から毎月支払われるファンドの純資産総額の0.05%(年率)を上限とするオルタナティブ投資ファンド運用者報酬を受領する権利を有する。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクを米ドル・ファンドのポートフォリオ運用者として任命している(以下「ポートフォリオ運用者」という。)。ポートフォリオ運用者の業務は投資顧問会社が従前行っていた業務と同じである。

管理会社は、ファンドに対し四半期毎に3,750米ドルの報酬を受領する権利を有する。オルタナティブ投資ファンド運用者は、提供したポートフォリオ運用業務に対して、助言を受けるファンドの日々の平均純資産額の0.25%(年率)で日割り計算された報酬を、四半期毎の管理報酬を控除して四半期毎に受領する権利を有する。オルタナティブ投資ファンド運用者はこれらのポートフォリオ運用報酬をポートフォリオ運用者に支払うが、ファンドの資産から直接ポートフォリオ運用者に対して、ポートフォリオ運用報酬が支払われるように要請することもできる。

トラストの管理事務代行会社であるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・ユーは、資産額に基づく報酬を受領する権利を有する。

保管受託銀行は、ルクセンブルグの通常の慣行に従い、トラストの資産から保管報酬を受領する権利を有する。かかる報酬はトラストの純資産総額に基づき、毎月支払われる。さらに、0.01%の年間保管報酬が保管受託銀行に支払われる。

トラストに請求される費用には名義書換事務代行会社の費用も含まれる。

モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社(以下「代行協会員」という。)は、ファンドに提供した代行協会員業務に対して、ファンドの日々の平均純資産額の年率0.08%の報酬をファンドから四半期毎に支払われる。代行協会員は、その裁量による終了を条件として、その報酬の一部を放棄することに自発的に同意しており、そのため、ファンドは、2015年8月31日に終了した年度中に、日々の平均純資産額の0.005%を請求されるにとどまった。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ひろぎんウツミ屋証券株式会社、株式会社SBI証券、株式会社三菱東京UFJ銀行、東海東京証券株式会社、農林中央金庫およびモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社は、米ドル・ファンドの日本における販売会社として活動している。これらの販売会社は、ファンドの日々の平均純資産額の年率0.40%で日割り計算される販売報酬を四半期毎に受領する権利を有する。これらの販売会社は、当該各会社の裁量による終了を条件として、かかる報酬の一部を権利放棄することに自発的に同意しており、そのため、2015年8月31日に終了した年度中に、米ドル・ファンドは、日々の平均純資産額の0.05%を請求されるにとどまった。

オルタナティブ投資ファンド運用者およびポートフォリオ運用者は、当該各会社の裁量により、期限を定めることなく、当該各会社への報酬の全額あるいは一部を放棄することができ、および／またはその他の費用の一部もしくは全額を負担する場合がある。この自由意志による任意の放棄は当年度の全体を通じて実施され、その結果総経費率は0.16%であった。

この財務書類に対する注記に記載されている各種報酬の任意の権利放棄がなければ、ファンドの費用はより高額になっていたはずである。

5 リスク特性および管理：

トラストは、トラストに適用される取引ならびに投資戦略および目的を定めた厳格な投資ガイドラインを遵守し、詳細なリスク管理の枠組みの中で運用される。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、トラストのポートフォリオ運用およびリスク管理について責任を有する。オルタナティブ投資ファンド運用者は、そのリスク管理業務の枠組みにおいて、ファンドの投資戦略に関係するすべてのリスクの検出、測定、管理および追跡を適切な方法で行うため、適切なリスク管理システムを導入している。

ポートフォリオ運用者は、的確なリスク管理の枠組みを確立する責任を負っている。ポートフォリオ運用者の専門的判断は、トラストのリスク管理プロセスの主要な構成要素であり、潜在的リスクをめぐる顧客制限とガイドラインの双方の遵守を確実に行う責任を負っている。

米ドル・マネーマーケット・ファンドが保有する金融商品に伴うリスクは、以下のとおり定義される。

市場リスク

米ドル・ファンドは、経常収益を分配しつつ、投資元本を維持し高い流動性を保つことを投資目的とする。市場リスクには潜在利益と潜在損失の双方が存在するため、特定の市場環境では、受益者は当初投資した金額を回収することができないことがある。ファンドの市場リスク管理戦略は、その投資目的によって決定される。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドのリスク特性を決定し、それがファンドの規模、ポートフォリオ構成、戦略、投資目的に照らして適切なものであることを確認する。

金利変動リスク

ファンドの組入証券の価値は、金利変動の影響を受けることがある。通常、金利が上昇した場合債券価値は下落し、反対に金利が低下した場合債券価値は上昇する可能性が高い。利回りの高い有価証券は、金利変動に対する感応度が高い傾向がある。変動利付証券では、その収益は金利変動に直接連動している。

ファンドの組入証券は、償却原価法により評価される。この評価方法は、金融商品を取得原価で評価し、当該証券が満期まで保有されると想定して、以後当該金融商品の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、償却原価法によって決定される評価額が当該金融商品を売却した場合にファンドが受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。ファンドの組入証券は、市場価格に基づき計算される純資産価格と償却原価法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会により、またはその指示により定期的に見直される。既存の受益者に対して重大な希薄化またはその他の不公正な結果をもたらす可能性のある乖離の存在が認められた場合、管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用者は、必要かつ適切とみなされる調整的措置を行う。これにはキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスを実現させるために、満期前に組入銘柄を売却することや入手可能な市場相場を用いて1口当たり純資産価格を計算することが含まれる。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、有価証券取引の相手方および買戻条件付契約またはその他の契約を締結する相手方に対する信用リスクにさらされることがある。その結果、ファンドは決済不履行リスクを負うことがある。相手方に債務不履行が生じる限り、ファンドは収益の喪失、価値の下落、およびコストの増加を被ることがある。

このリスクは、信用格付け、組織の強み、ならびに目的のエクスポーチャーを提供する能力といったいくつかの主要な分野にわたって相手方を慎重に評価し、優れた相手方のみと取引を行うことで低減される。オルタナティブ投資ファンド運用者には、相手方の信用力を確認するため、与信・リスク管理グループを含むモルガン・スタンレー全体のリソースを活用する相手方登録用の公式承認プロセスがある。

流動性リスク

ファンドは、特定の状況において通常のマーケットの水準で売却することが困難または不可能なことがあり得る有価証券に投資することがある。その結果、ファンドは、このような有価証券に対して受領する価格が低かったり、またはファンドに損失をもたらすようなその他の有価証券の売却を強いられることがある。

満期まで397日を超えない容易に現金化できる短期の格付の高い米ドル建て有価証券および金融商品にファンドが投資できることは、ファンドの流動性リスク管理に役立っている。ファンドは、申込みおよび買戻しの決済を翌日に行う。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドの流動性リスクを測定するために独自の流動性管理システムおよび手続きを設計しており、ファンドの流動性プロファイルがその義務に沿ったものとなるようにし、また特に目論見書および約款の規定に従って受益者の買戻請求に応じることができるようにする。オルタナティブ投資ファンド運用者は、通常および例外的な状況の下でのファンドの流動性リスクを評価および測定するために、定期的にストレス・テストを実施する。オルタナティブ投資ファンド運用者はまた、流動性を管理するために目論見書および約款の特定の規定に依拠することができ、例えば、買戻しが繰り延べられる可能性がある。ある取引日（以下、「関係取引日」という。）において受領された買戻請求の合計が、かかる関係取引日のファンドの発行済受益証券総数の10%を超えるファンドの受益証券口数であった場合、管理会社はすべての買戻請求を10%の水準を超えないように按分して繰り延べる権利を有する。このように減少された関係取引日に関する買戻請求は、常にこの10%の制限に従いながら、翌取引日に受領されたその後の買戻請求に優先して実行される。

信用リスク

発行体および相手方が有価証券および買戻条件付契約に対する支払いを行わないリスクが存在する。かかる債務不履行は、ファンドに損失をもたらす可能性がある。信用格付の低い有価証券は債務不履行リスクが高く、格付の高い有価証券と比べて価格のボラティリティーが大きく、流動性水準が低いことがある。

ファンドは、債権取引に伴う発行体リスクにもさらされている。

支払期限が到来した時に政府がその債務の条件に従って元本および／または利息の返済を行うことができないか、または返済する意図がないリスクがある。結果的に、政府機関がそのソブリン債に関して債務不履行となることがある。ソブリン債の保有者は、債務の繰り延べへの参加や政府機関への追加融資の実行を要求されることがある。政府機関による債務不履行の対象となったソブリン債の全部または一部を回収することができる破産手続は存在しない。

有価証券に付与される信用格付けは、変更される可能性がある。ファンドは、購入後に格下げされた有価証券への投資を継続することがある。格下げされた有価証券に投資するファンドは、その資産の価値の下落を被ることがある。

このリスクは、受益証券が機関投資家向けに限定され、ポートフォリオの加重残存満期が90日を超えず、公認の格付機関から可能な限り最高の格付けを取得している金融機関に積立金を入金することで管理されている。

オルタナティブ投資ファンド運用者／ポートフォリオ運用者および利益相反

オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者は、トラストに対するそれぞれの義務に関連して利益相反が生じることがある。ただし、オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者は、可能な限りかかるすべての潜在的な利益相反が公正に、かつ受益者の最大の利益となるように解消されるようにする。オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者は、一つまたは複数の顧客のために投資判断を行うこと、取引を実行すること、および投資ポジションを維持することができ、これが他の顧客の利益に影響を及ぼすことがあり、オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者にとって利益相反を引き起こすことがある。特に、オルタナティブ投資ファンド運用者もしくはポートフォリオ運用者および／またはそのスタッフがある資産運用委託、金融商品または顧客から他のものよりも高い報酬を得る場合がある。かかる利益相反は、例えば、オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者が異なる顧客のために同時に同じ有価証券を売買する時、または異なる顧客のために同時に逆方向のマーケット・エクスポージャーを有する同一商品の市場ポジションを維持する時に生じる。オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者は、かかる利益相反が特に多く見られることがあるロングオンリー、ロング・ショート、ショートオンリーの資産運用委託を行うことができる。かかる投資判断、取引またはポジションは、実施または採用される取引および投資判断が、オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者の資産運用委託、商品、または顧客の資産運用委託、商品のいずれにも不当な利益または不利益を生まずに、かつかかる顧客のための関連資産運用委託および投資ガイドラインに沿って適切に統合され、また配分されるように設計ならびに確立された方針および手続きに従って採用、実施および維持される。

なお、特定の状況においては、かかる利益相反の管理が顧客にとっての投資機会の喪失をもたらすことがあり、またはオルタナティブ投資ファンド運用者もしくはポートフォリオ運用者がかかる利益相反がなければ取引を行ったであろう方法とは異なる形で取引を行い、マーケット・エクスポージャーを維持させることがあり、これは投資パフォーマンスに悪影響を与えることがある。

保管リスク

ファンドの資産は、保管受託銀行に預託され、保管受託銀行の帳簿において各ファンドに属するものとして特定されている。現金以外の資産は保管受託銀行のその他の資産から分別されており、これによって保管受託銀行が破産した場合に資産を回収できないリスクが低減されるものの、かかるリスクを防止することにはならない。現金預金についてはこの方法による分別は行われておらず、よって、ファンドは保管受託銀行の一般債権者として破産時にさらされるリスクが増加する。

ファンドの資産は、ファンドが投資する国で保管受託銀行が任命した副保管受託銀行によって保管されることもあり、それ故、保管受託銀行が法的義務を遵守しているにもかかわらず、これらの副保管受託銀行の破産リスクにさらされる。副保管受託銀行の法域において資産の保有を対象とする法令上の保護は、弱いことがある。

このリスクは、信用格付け、組織の強みといったいくつかの主要分野にわたって保管受託銀行を慎重に評価し、最も有力な者のみを任命することで管理される。

6 税金：

トラストは税務上ルクセンブルグ法に服す。ルクセンブルグの現行法規に従い、トラストは年次税（taxe d'abonnement）を免除されており、またトラストにおける実現利益に係る課税も免除されている。

管理会社はルクセンブルグの付加価値税の申告を行っている。管理会社は、トラストのために管理会社に対して提供されたサービスに関して、ルクセンブルグ国外から受けたサービス（ルクセンブルグの付加価値税規則に基づき課税対象とみなされるもの）にかかるルクセンブルグ付加価値税について自己申告が義務付けられている。

7 投資有価証券変動明細表：

当年度中の投資有価証券変動明細表は、管理会社の登記上の事務所において無料で入手可能である。

8 特別な取決めに服する資産：

当年度中に特別な取決めに服する資産はなかった。

9 取引コスト：

取引コストとは、ブローカー手数料、売買手数料ならびに持分の売買および他のファンドへの投資に関連する税金と定義されている。保管受託銀行による取引コストは損益計算書の「保管受託銀行の取引手数料」に含まれている。

2015年8月31日に終了した年度中に、トラストに対して請求された取引コストはない。

債券投資に対する取引コストは個別に認識することができない。これらの投資に関しては、取引コストは売買価格に含まれている。

10 後発事象：

2015年9月18日付でブライアン・グリーナー氏がモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント（ACD）リミテッドの取締役を辞任した。

11 レバレッジ（未監査）：

ファンドのレバレッジとはファンドのエクスポージャーを増加させる手法として定義され、現金または有価証券の借入れ、金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ、買戻条件付契約または売戻条件付契約の利用、証券貸付を通じて行われるものか、その他の手段によるものかを問わない。

レバレッジの水準は、ファンドの純資産価格の割合として表され、ファンドのエクスポージャーとその純資産価格の比率を示している。ファンドのエクスポージャーは、「グロス法」および「コミットメント法」という二つの累積的手法に基づき、オルタナティブ投資ファンド運用者によって計算される。グロス法はファンドの全体的なエクスポージャーを提供するのに対して、コミットメント法は、ファンドが利用するヘッジとネットティングの技法に関する情報を提供する。

レバレッジは、オルタナティブ投資ファンド運用者によって常に管理され、グロス法に基づくファンドの純資産価格の100%、およびコミットメント法に基づくファンドの純資産価格の100%を超えな

いものとする。2015年8月31日現在のグロス・レバレッジおよびネット・レバレッジはともに50.5%であった。

レバレッジの測定は、AIFMDと譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）とは異なることに留意されたい。このため、同一のファンドでも、AIFMDのレバレッジ方針が適用される場合、UCITS指令の場合に比べて、金額の異なるレバレッジがかけられることがある。

12 報酬（未監査）：

（a）背景

報酬に関する本開示は、AIFMD第22条から第24条の規定ならびに健全な報酬慣行に関する欧州証券市場監督庁のガイドライン2013/232第XⅢ章「外部開示」に従って作成された。

本開示のための分析に用いられたデータは、モルガン・スタンレー（以下、「モルガン・スタンレー」という。）の2014年12月31日に終了した会計年度に関するものである。

（b）報酬に関する方針および原則

オルタナティブ投資ファンド運用者は、モルガン・スタンレーの関係者として、モルガン・スタンレー内の活用可能なリソースから恩恵を受けており、モルガン・スタンレー全体に適用される報酬に関する方針および原則に従う。オルタナティブ投資ファンド運用者の英国向けの、報酬に関する方針および原則の決定、維持、遂行に当たり、またオルタナティブ投資ファンド運用者の「特定スタッフ」（注1）の報酬の決定に当たり、オルタナティブ投資ファンド運用者は一貫性を確保するために、モルガン・スタンレー全体に適用される報酬に関する方針および原則を遵守するとともに、モルガン・スタンレーの統制部門に相談し、または統制部門から指導を受けることがある。

（注1）オルタナティブ投資ファンド運用者には直接雇用の従業員はいない。すべての従業員はモルガン・スタンレーの他の組織から出向している。オルタナティブ投資ファンド運用者はオルタナティブ投資ファンド運用者およびその運用するAIFの内部組織、特質、範囲、複雑性を考慮した上で、上級管理者チームをその専門的活動がオルタナティブ投資ファンド運用者の運用するAIFのリスク特性に重要な影響を与える者として特定した。この結論に達する上で、オルタナティブ投資ファンド運用者は次の点を考慮した。（1）オルタナティブ投資ファンド運用者およびその運用するAIFに対して大きな管理責任を負う者が他に存在するか否か、（2）その専門的活動がオルタナティブ投資ファンド運用者およびその運用するAIFのリスク特性に重要な影響を与える者が他に存在するか否か、（3）受領する報酬合計に基づき、上級管理者およびリスク負担者と同等とみなすことができる者が他に存在するか否か。

報酬プログラムは、次のとおり報酬に関するモルガン・スタンレー全体の4つの主要目的を満たすように設計されている。（i）持続可能なパフォーマンスのために報酬を支払うこと、（ii）報酬が株主利益に沿うようにすること、（iii）優秀な人材を呼び入れ確保すること、および（iv）過剰なリスクを取ることを防ぐこと。

これらの目的を支えるために、特定スタッフを含む大半の従業員の年間報酬は、2つの重要な要素、すなわち固定報酬および変動報酬（変動インセンティブ報酬）により構成されている。変動報酬は、とりわけ、リスク調整後の指標により測定されるモルガン・スタンレーのパフォーマンス、ならびに個人および事業部門のパフォーマンスに基づき、裁量により決定される。

モルガン・スタンレー取締役会の報酬、管理職育成および継承のための委員会（以下「報酬委員

会」という。)は、4人の取締役で構成され、その全員がニューヨーク証券取引所の上場基準に基づく独立取締役である。毎年、報酬委員会はモルガン・スタンレー全体の変動インセンティブ報酬のための報酬プールを審査し、モルガン・スタンレー全体の繰延インセンティブ報酬プログラムの設計および仕組みを審査し承認している。繰延インセンティブ報酬プログラムに関する審査・承認事項としては、与えられる報酬の形式、繰り延べされる変動インセンティブ報酬の比率、繰延インセンティブ報酬の受領権、支払、取消、クローバック条項が含まれる。また報酬委員会は、「グローバル・インセンティブ報酬の決定方針」を採用した。これは、マネージャーが、変動インセンティブ報酬を決定する場合、ならびにリスク管理およびその成果の評価を検討する場合の裁量権行使の基準を定めている。

さらに、オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会は、AIFMDおよび金融行為規制機構（FCA）の報酬規範を、その規模、内部組織、活動の特質、範囲、複雑性に応じて適切な方法および範囲内で遵守するために、英国向けの報酬方針（以下「報酬方針」という。）を採用した。報酬方針の原則は、事業の戦略、目的、価値、およびファンドを含む顧客の長期的な利益を支えるために設計されている。報酬方針は、報酬が、健全で効果的なリスク管理と一貫性を持ち、かつ、それを促進させるとともに、オルタナティブ投資ファンド運用者によって運用されるAIFのリスク特性と矛盾するリスクを取ることを助長しないようにすることを意図している。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、特定スタッフのインセンティブを事業目的に沿うようにし、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者の事業計画および企業価値の達成を支え、利益相反を回避し、適切な能力を持つ人材を採用することができるようにするために、報酬の決定に際して方針を遵守し原則を適用する。またオルタナティブ投資ファンド運用者は、適用した原則が、健全で効果的なリスク管理との一貫性を持ち、かつ、それを促進するようにするとともに、オルタナティブ投資ファンド運用者によって運用されるAIFのリスク特性、規則、または定款と矛盾するリスクを取ることを助長しないようにする方針をとっている。

オルタナティブ投資ファンド運用者の報酬に関する方針および慣行の設計、遂行および監視において、次の要素が考慮される。

- ・ 全体的な企業統治の原則および仕組み、ならびにそれらの報酬システムとの相互関係。
- ・ すべての所管統制部門（すなわち人事、リスク管理、コンプライアンス、内部監査など）により提供される情報。この情報は、報酬に関する方針の設計に適切に考慮される（詳細は後述のとおり）。
- ・ 営業部門と統制部門との明確な区別、利益相反を防止するための予防措置、および内部報告制度。

統制部門の関与

モルガン・スタンレーおよびオルタナティブ投資ファンド運用者の統制部門は、オルタナティブ投資ファンド運用者が報酬に関する戦略を遂行するに際して、効果的なリスク管理の促進を尊重しつつ、オルタナティブ投資ファンド運用者を支援する。

具体的には、

- i リスク統制部門は、報酬に関する取り決めの仕組みおよび設計が、オルタナティブ投資ファンド運用者により運用されるAIFのリスク特性と矛盾するリスクを取ることを助長することがない

よう支援する。

- ii 人事およびコンプライアンス部門は、報酬の仕組みがオルタナティブ投資ファンド運用者の法律、規制、内部方針の遵守にどのように影響を及ぼすかを分析する。
- iii 内部監査部門は、モルガン・スタンレーの報酬に関する方針の設計、遂行、効果に関して、独立した監査を定期的に実施する。
- iv 欧州・中東およびアフリカ（EMEA）報酬監視委員会（EROC）は、EMEAの報酬慣行が、確実に英国およびEUの関連する法律を遵守し、健全な慣行基準に従うよう、EMEAの報酬に関する事項に関して公式に監視を行う。EROCのメンバーは、EMEAの統制部門の長およびEMEAの最高業務執行責任者から構成される。EROCは、オルタナティブ投資ファンド運用者の活動を審査し、それにより従業員の報酬につき個別のまたは総合的な調整が行われる可能性がある。

統制部門に従事する者は、その部門の役割に応じた目的に従って報酬を受け、自らが統制するAIFからは独立している。

報酬の仕組み

モルガン・スタンレーの一部として、オルタナティブ投資ファンド運用者の特定スタッフに支払われる報酬は、上述のようにモルガン・スタンレーの報酬の目的に従って与えられる。モルガン・スタンレー全体の変動インセンティブ報酬プールは、リスク調整後ベースの収益および利益を含むモルガン・スタンレーの財務実績、ならびに外部市場の状況を考慮して決定される。さらに、株主資本利益率、規制資本比率、リスク上限、効果的なリスク・コントロールなどの、定量的なパフォーマンスの優先事項が重要な要素となる。モルガン・スタンレーの評判および戦略、リーダーシップの育成、リスク・カルチャーに関するイニシアチブなどの、定性的なパフォーマンス課題もまた重要な要素である。このプールは様々な事業ユニットに配分され、さらにそれがマネージャーに配分され、その後マネージャーは、達成度、パフォーマンス評価プロセスの結果、競合他社の報酬水準、ならびに市場の状況および相対的なパフォーマンスに基づいて、個々の従業員に配分する。

特定スタッフは、基本給および一定の状況においては少なくとも年1回見直しされる1つまたはそれ以上の手当からなる固定報酬、ならびに一部は現金賞与としてまた一部は繰延インセンティブ報酬として支払われ、リスク調整後の指標により測定されるパフォーマンス、個人のパフォーマンス（ただしこれらに限定されない。）に基づき裁量により決定される変動インセンティブ報酬（注2）（変動インセンティブ報酬が全く支払われない可能性もある。）から構成される、年間の総合報酬パッケージを受け取る。繰延インセンティブ報酬は、特定スタッフがモルガン・スタンレーの複数年にわたる成功を重視することを促すように設計される。これは、特定スタッフは通常、繰延インセンティブ報酬の受領後、3年間はそれを完全に現金化することができず、また株式報酬の場合、報酬の価値は将来の株価のパフォーマンスにより上下双方向の影響を受けることによる。さらに繰延報酬は通常、とりわけ、モルガン・スタンレーのコンプライアンス、倫理およびリスク管理基準に従わなかった場合、競争的行為を行った場合（自発的な退職の場合のみ）、特定事由による雇用契約の解除、顧客または従業員の教唆ならびに機密情報の誤用などの場合、取り消される可能性がある。また繰延インセンティブ報酬には、マルス規定が適用されている。マルスは、特定スタッフがモルガン・スタンレーの連結財務諸表の修正の必要性を生じさせた場合、世界的なリスク管理の原則、方針または基準に違

反した場合、もしくは内部のリスクおよび統制方針に違反し、それにより損失が生じた場合に発動される可能性がある。さらに、繰延インセンティブ報酬は、モルガン・スタンレーおよび／もしくは事業ユニットの財務実績が大幅に低下した場合、またはモルガン・スタンレーもしくは特定スタッフが働く事業ユニットに重大なリスク管理上の違反があった場合にマルスの適用を受ける。

(注2) モルガン・スタンレーは非業務執行取締役に対して変動報酬を付与していない。

2014年12月31日に終了した会計年度には、年間の合計報酬額（すなわち固定報酬および変動インセンティブ報酬の合計額）が35万米ドルを超え、変動報酬が5万米ドルを超えた専門職従業員は、変動インセンティブ報酬の一部を繰延インセンティブ報酬の形で受領した。

2014年12月31日に終了した会計年度には、繰延インセンティブ報酬は、譲渡制限付き自社株式取得権（RSU）の形式をとった株式ベースの繰延インセンティブ報酬および現金ベースの繰延インセンティブ報酬で構成された。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、投資運用会社、プライベートエクイティ投資会社、ヘッジファンド、投資銀行、証券仲介会社およびその他の金融サービス提供会社との間で世界的に人材獲得競争を行っており、オルタナティブ投資ファンド運用者がこの競争の激しい環境の中で地位を維持し改善する能力は、最高の資質を持つ人材を持続的に呼び入れ確保できる能力に大きく依存している。オルタナティブ投資ファンド運用者の採用および人材定着の目的を支えるため、競合他社の報酬水準を継続的に監視し、インセンティブ報酬制度は、オルタナティブ投資ファンド運用者の利益を守りスタッフの利益をAIFの投資家の利益に合致させるような受領権、繰延支払、取消、クローバック条項が含まれるように設計している。

また上述の「グローバル・インセンティブ報酬の決定方針」も、個々の従業員が制御または影響を与えることができる可能性のある、オルタナティブ投資ファンド運用者およびモルガン・スタンレーに対する実際のおよび潜在的なリスクを含む関連要素が確実に年間の変動インセンティブ報酬の決定において考慮されるようにするためのガイドラインを備えている。当該方針は、すべてのマネージャーが、ある評価対象者が評価対象年にリスクを適切に管理したか否か、およびその部下のリスク・コントロール慣行を効率的に管理し監督したかを考慮しなければならないことを特に示している。マネージャーは、モルガン・スタンレーの方針の要件に従い、注意喚起する必要がある可能性のある状況を上位管理者に報告したことを証明する必要がある。

報酬を与えるか否かの決定および付与する変動インセンティブ報酬の金額の決定に際して、考慮される可能性があるその他のパフォーマンスの基準には、次の事項が含まれる（ただしこれに限定されない。）。事業および市場の状況、個人の行為（モルガン・スタンレーの行動規範および方針の遵守、事業ユニットおよびオルタナティブ投資ファンド運用者の両方のパフォーマンスおよび採算性への貢献、ならびにオルタナティブ投資ファンド運用者、事業ユニットおよびチームの戦略的目標への貢献、ならびにその役割に帰属する関連価値への貢献が含まれるがそれに限定されない。）。

報酬の開示 (注3)

2014年12月31日に終了した会計年度に関して（注4、5）、

- i オルタナティブ投資ファンド運用者のスタッフに支払われた固定報酬の合計額は460万米ドルであった。

- ii オルタナティブ投資ファンド運用者のスタッフに支払われた変動報酬（変動インセンティブ報酬）の合計額は210万米ドルであった。
- iii オルタナティブ投資ファンド運用者のスタッフに含まれていた報酬の受取人の数は10人であった。
- iv オルタナティブ投資ファンド運用者の上級管理者ならびにその行為がAIFのリスク特性に重大な影響を及ぼすスタッフメンバーに対して支払われた報酬の合計額は670万米ドルであった。

（注3）スタッフおよびそれに関連する報酬は、個別のAIFに配分されていないため、AIF毎の内訳は存在せず、またそれを直ちに提供することはできない。

（注4）オルタナティブ投資ファンド運用者のスタッフが受け取った福利厚生（例えば医療給付および年金として拠出された金額）の現金価値の決定については、直ちに定量化することはできない。そのため報酬に関する開示の中には、福利厚生は一切含まれていない。

（注5）ここに掲載されたすべての報酬額は10万単位で四捨五入されている。

本報告書において、「オルタナティブ投資ファンド運用者のスタッフ全体」の報酬、ならびにそれとは別に上級管理者およびその行為がAIFのリスク特性に重大な影響を及ぼすスタッフに関する報酬の詳細について、一定の総額を記載することが求められている。オルタナティブ投資ファンド運用者はスタッフを一切雇用していない。オルタナティブ投資ファンド運用者の事業に従事するすべてのスタッフは、モルガン・スタンレーのその他の組織により雇用されている。さらに、オルタナティブ投資ファンド運用者により運用されるAIFは、オルタナティブ投資ファンド運用者が運用するファンドの3%を下回っている。本開示を目的としてオルタナティブ投資ファンド運用者のスタッフ全体をどのように定義するかを決定するに当たり、ある個人が最低限の労働時間を上回る時間を費やしてオルタナティブ投資ファンド運用者にサービスを提供していない限り、オルタナティブ投資ファンド運用者にサービスを提供した者全員をその中に含めることは、実質的な関連性や信頼性を欠くとの結論に達した。2014年12月31日に終了した会計年度に関しては、こうしたカテゴリーに該当する個人は特定できなかった。したがって、オルタナティブ投資ファンド運用者におけるスタッフ全体とは特定スタッフであると定義した。

(3) 投資有価証券明細表等

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

米ドル・ファンド

投資有価証券明細表

2015年8月31日現在

(米ドルで表示)

発行体	通貨	額面金額	利回り ／ 利率	償還日	償却原価	純資産 割合%
譲渡性のある有価証券および短期金融商品						
割引債 — 43.45%						
Federal Home Loan Discount Note	USD	4,000,000	0.06	2015/09/01	4,000,000	1.37
Federal Home Loan Discount Note	USD	17,350,000	0.05	2015/09/02	17,349,974	5.96
Federal Home Loan Discount Note	USD	1,000,000	0.07	2015/09/03	999,996	0.34
Federal Home Loan Discount Note	USD	1,500,000	0.05	2015/09/04	1,499,994	0.52
Federal Home Loan Discount Note	USD	10,000,000	0.06	2015/09/08	9,999,883	3.43
Federal Home Loan Discount Note	USD	4,713,000	0.05	2015/09/09	4,712,948	1.62
Federal Home Loan Discount Note	USD	12,900,000	0.05	2015/09/11	12,899,821	4.43
Federal Home Loan Discount Note	USD	3,100,000	0.05	2015/09/16	3,099,933	1.06
Federal Home Loan Discount Note	USD	2,500,000	0.07	2015/09/25	2,499,883	0.86
Federal Home Loan Discount Note	USD	9,100,000	0.06	2015/09/28	9,099,579	3.13
Federal Home Loan Discount Note	USD	11,000,000	0.07	2015/09/29	10,999,424	3.78
Federal Home Loan Discount Note	USD	16,690,000	0.06	2015/09/30	16,689,236	5.73
Federal Home Loan Discount Note	USD	1,400,000	0.09	2015/10/02	1,399,898	0.48
Federal Home Loan Discount Note	USD	3,300,000	0.10	2015/10/05	3,299,688	1.13
Federal Home Loan Discount Note	USD	2,600,000	0.10	2015/10/06	2,599,747	0.89
Federal Home Loan Discount Note	USD	16,391,000	0.11	2015/10/07	16,389,250	5.63
Federal Home Loan Discount Note	USD	9,000,000	0.11	2015/10/09	8,998,955	3.09
割引債合計					126,538,209	43.45
変動利付債 — 38.96%						
Bank of Montreal	USD	5,000,000	0.27	2015/10/23	5,000,000	1.72
Bank of Montreal	USD	7,500,000	0.28	2015/11/19	7,500,000	2.58
Bank of Nova Scotia	USD	5,000,000	0.26	2015/09/03	5,000,000	1.72
BNP Paribas (New York Branch)	USD	9,150,000	0.45	2015/11/07	9,152,857	3.14
Credit Industriel et Commercial (New York Branch)	USD	3,800,000	0.30	2015/09/18	3,800,099	1.31
Credit Industriel et Commercial (New York Branch)	USD	10,900,000	0.30	2015/10/02	10,900,404	3.74
HSBC Bank USA NA	USD	9,000,000	0.34	2015/11/24	9,000,000	3.09
J.P. Morgan Securities	USD	7,000,000	0.32	2015/11/10	7,000,452	2.40
Mizuho Bank Ltd	USD	2,400,000	0.35	2015/10/22	2,400,013	0.83
Mizuho Bank Ltd	USD	3,200,000	0.34	2015/11/10	3,200,027	1.10
Rabobank Nederland NV (New York Branch)	USD	15,000,000	0.34	2015/10/23	15,001,760	5.15
Svenska Handelsbanken AB	USD	10,000,000	0.36	2016/02/12	10,000,000	3.43
Toronto Dominion Bank	USD	2,000,000	0.27	2015/10/06	2,000,025	0.69
Toronto Dominion Bank	USD	3,500,000	0.24	2015/11/06	3,500,000	1.20
Toyota Motor Credit	USD	10,000,000	0.26	2015/11/17	10,000,000	3.43
UBS AG	USD	10,000,000	0.39	2015/12/14	10,000,000	3.43
変動利付債合計					113,455,637	38.96

発行体	通貨	額面金額	利回り ／ 利率	償還日	償却原価	純資産 割合%
コマーシャル・ペーパー — 13.87%						
BMW US Capital LLC	USD	5,000,000	0.13	2015/09/14	4,999,765	1.72
Credit Suisse NY	USD	7,500,000	0.24	2015/09/01	7,500,000	2.58
DNB Bank ASA	USD	1,900,000	0.16	2015/09/09	1,899,932	0.65
Macquarie Bank Ltd	USD	1,000,000	0.25	2015/09/10	999,938	0.34
Macquarie Bank Ltd	USD	7,500,000	0.32	2015/09/18	7,498,867	2.57
Oversea-Chinese Banking Corp Ltd	USD	10,000,000	0.14	2015/09/04	9,999,883	3.43
Oversea-Chinese Banking Corp Ltd	USD	2,500,000	0.24	2015/09/15	2,499,770	0.86
Sumitomo Mitsui Banking Corp	USD	5,000,000	0.17	2015/09/04	4,999,929	1.72
コマーシャル・ペーパー合計					40,398,084	13.87
譲渡性預金証書 — 3.44%						
Mizuho Bank Ltd	USD	5,000,000	0.28	2015/09/16	5,000,000	1.72
Sumitomo Mitsui Banking Corp	USD	5,000,000	0.28	2015/09/17	5,000,000	1.72
譲渡性預金証書合計					10,000,000	3.44
社債 — 0.34%						
Canadian Imperial Bank of Commerce	USD	1,000,000	0.42	2015/10/01	1,000,398	0.34
社債合計					1,000,398	0.34
譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計					291,392,328	100.06
(償却原価—USD291,392,328)						
投資有価証券合計					291,392,328	100.06
その他の負債の資産超過分					(183,435)	(0.06)
純資産合計					291,208,893	100.00

添付の注記は当財務書類の一部である。

(4) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

米ドル・ファンド

(2015年8月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
割引債	アメリカ合衆国	126,538,209	43.45
変動利付債	アメリカ合衆国	94,302,779	32.38
	フランス	9,152,857	3.14
	スウェーデン	10,000,000	3.43
コマーシャル・ペーパー	アメリカ合衆国	40,398,084	13.87
譲渡性預金証書	アメリカ合衆国	10,000,000	3.43
社債	カナダ	1,000,398	0.34
小計		291,392,328	100.06
現金・その他の資産(負債控除後)		(183,435)	(0.06)
合計 (純資産総額)		291,208,893 (約35,207百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

Ⅳ お知らせ

運用報告書（全体版）について電磁的方法により提供するための所要の約款変更を行いました。
（変更適用日：2015年12月25日）

